

井原市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、井原市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定又は指定の更新（以下「指定等」という。）に関し、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(指定等の申請)

第2条 法第115条の45の5第1項の規定による指定事業者の指定を受けようとする事業者は、事業開始予定日の2月前までに、省令第140条の63の5第4項に規定する厚生労働大臣が定める様式に別表第1又は別表第2に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 法第115条の45の6第1項の規定による指定の更新を受けようとする事業者は、指定の有効期間終了日の2月前までに、省令第140条の63の5第4項に規定する厚生労働大臣が定める様式に別表第1又は別表第2に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(指定事業者の指定等)

第3条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請について事業者の指定等の適否を審査するものとする。

2 市長は、前項の規定により審査した結果、事業者の指定等を行うことと決定したときは、井原市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者指定（更新）通知書（様式第1号）により、指定等を行わないことと決定したときは、井原市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者指定（更新）申請却下通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(指定期間)

第4条 省令第140条の63の7の規定による指定事業者の指定の有効期間は、6年とする。

(指定の拒否)

第5条 市長は、第3条に規定する指定事業者の指定について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者の指定を行わないことができる。

(1) 申請者が法人でないとき。

(2) 井原市暴力団排除条例（平成２３年井原市条例第２３号）第２条第１号に規定する暴力団の関与を受けているとき、又は申請者、法人役員又は事業所管理者が同条第３号に規定する暴力団員等に該当するとき。

（変更等の届出）

第６条 指定事業者は、指定の申請内容に変更があったときは、当該変更があった日から起算して１０日以内に、省令第１４０条の６２の３第３項に規定する厚生労働大臣が定める様式による届出を市長に提出しなければならない。

２ 指定事業者は、当該指定に係る事業を廃止し、休止し、又は再開しようとするときは、省令第１４０条の６２の３第３項に規定する厚生労働大臣が定める様式による届出を、その廃止、休止又は再開の日の１月前までに、市長に届け出なければならない。

（指定の取消し等）

第７条 市長は、法１１５条の４５の９の規定により、指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止したときは、井原市介護予防・日常生活支援総合事業第１号事業者指定取消（効力停止）通知書（様式第３号）により当該指定事業者に通知するものとする。

（事業者情報の公表及び提供）

第８条 市長は、第２条の規定による申請若しくは第６条の規定による届出を受理し、又は第７条の規定による指定を取り消し若しくは効力を停止したときは、指定事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を、別に定める方法により公表するとともに、岡山県、岡山県国民健康保険団体連合会その他の関係機関に当該事項を提供することができる。

(1) 事業所の名称及び所在地

(2) 当該事業所の指定に係る申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

(3) 指定年月日、指定更新年月日及び指定有効期間満了日又は廃止、休止、再開若しくは指定取消しの年月日

(4) 事業開始年月日

(5) 運営規程

(6) 介護保険事業所番号

(7) その他市長が必要と認める事項

（申請等の手続きにおける電子情報処理組織の使用）

第9条 第2条に規定する申請及び第6条に規定する届出（以下「申請等」という。）は、市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と申請等の行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの（やむを得ない事情により当該方法による届出を行うことができない場合にあっては、電子メールの利用その他の適切な方法とする。）により提出しなければならない。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、井原市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

（準備行為）

- 2 平成29年4月1日に事業開始を予定している事業者からの指定の申請は、第2条第1項の規定にかかわらず、事業開始予定日の45日前までに行うものとする。

附 則（令和2年井原市告示第13号抄）

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。ただし、第5条（第1項各号列記以外の部分に係る部分を除く。）及び第8条第1項の改正規定並びに次項中井原市介護予防・日常生活総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成29年井原市告示第6号）別表第1（備考4を削り、備考5を備考4とする部分を除く。）の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

（施行のために必要な準備）

- 3 この要綱の規定による改正後の井原市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱第2条の規定による指定等の申請については、市長は、この要綱の施行前においても指定等の申請を受けることができる。

附 則（令和3年井原市告示第49号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和6年井原市告示第45号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の井原市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により行われ、同日以後に市長に受理された申請等については、この要綱による改正後の井原市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定により行われた申請等とみなす。

（電子情報処理組織を使用する方法による申請等の手続きに係る経過措置）

3 改正後の要綱第 9 条の規定は、申請等を受理すべき市長が、同条に規定する方法による申請等の受理の準備を完了するまでの間、事業者が当該市長に対して行う申請等について適用しない。

（様式に関する経過措置）

4 旧要綱第 2 条及び第 6 条の様式は、令和 6 年 9 月 3 0 日までの間、改正後の要綱第 2 条及び第 6 条の様式に代えて使用することができる。

附 則（令和 7 年井原市告示第 1 0 6 号）

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第2条関係）

事業区分	提出書類
総合事業訪問介護 すまいるサービス	(1) 指定（更新）申請に係る自己点検表
	(2)-1 登記事項証明書
	(2)-2 条例又は指定管理者協定書等
	(3) 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表
	(4) 人員配置基準に該当する資格に関する資格証等の写し（すまいるサービスにおいて、生活援助サービスを従業者1名で提供するときは、提供する従業者の資格証等の写し）
	(5) サービス提供責任者の経歴書
	(6) 事業所の位置図
	(7) 事業所の平面図
	(8) 専用施設の写真
	(9) 運営規程
	(10) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
	(11) 建物又は事業所の使用権限を証明することのできる書類
	(12) 損害賠償への対応が可能であることがわかる書類
	(13) 介護保険法第115条の45の5第2項の規定に該当しない旨の誓約書
	(14) 第5条第2号の規定に該当しない旨の誓約書
	(15) 第1号事業（訪問型サービス）計画書
	(16) 建築基準法及び消防用設備等の完了検査済証等の写し
	(17) 介護保険法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（令和5年厚生労働省告示第331号。以下「告示」という。）付表第三号（一）訪問型サービス事業所の指定等に係る記載事項 添付書類・チェックリスト
	(18) 指定更新申請に係る書類等省略に関する申告書（更新申請のとき）
	(19) 事業費算定に係る体制等に関する届出書（該当するときのみ）
	(20) 事業費算定に係る体制等状況一覧表（該当するときのみ）

（備考）

- 申請者が法人のときは(2)-1を提出することとし、申請者が市町村又は指定管理者のときは(2)-2を提出することとする。
- (2)-1、(2)-2、(5)から(11)まで、(15)及び(16)について、更新申請のときは、提出を省略することができる。ただし、(16)について、所在地の変更届出を行っていないときや平成20年7月以降に増改築を行った事業所については提出すること。
- (8)について、指定等にあたり井原市が現地を訪問できない場合提出することとする。
- (15)について、すまいるサービスの指定等の申請をするときは、すまいるサービス指示書を提出すること。
- (19)及び(20)について、更新申請において、事業費算定に係る体制等に変更がないときは、提出

不要とする。

なお、提出については、老健局長が定める様式により届出を行うこととし、届出方法については、第9条に準ずる。

- 6 総合事業訪問介護及びすまいるサービスを同時に指定申請する場合は、すまいるサービスの申請に添える書類において、(2)-1、(2)-2、(6)から(8)まで、(11)、(12)及び(16)について、提出を省略することができる。

別表第2（第2条関係）

総合事業通所介護 はつらっデイサービス	(1) 指定（更新）申請に係る自己点検表
	(2)-1 登記事項証明書
	(2)-2 条例又は指定管理者協定書等
	(3) 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表
	(4) 人員配置基準に該当する資格に関する資格証等の写し（看護職員、生活相談員、機能訓練指導員、管理栄養士。社会福祉法第19条第1号に該当するときは、任用資格に関する科目の修得証明書）
	(5) 事業所の位置図
	(6) 事業所の平面図
	(7) 食堂及び機能訓練室の求積表
	(8) 事業所の状況の分かる写真及び写真説明図
	(9) 設備等一覧表
	(10) 運営規程
	(11) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
	(12) 建物又は事業所の使用権限を証明することのできる書類
	(13) はつらっデイサービスにおけるサービス提供内容（はつらっデイサービスの場合のみ）
	(14) 損害賠償への対応が可能であることがわかる書類
	(15) 介護保険法第115条の45の5第2項の規定に該当しない旨の誓約書
	(16) 第5条第2号の規定に該当しない旨の誓約書
	(17) 第1号事業（通所型サービス）計画書
	(18) 建築基準法及び消防用設備等の完了検査済証等の写し
	(19) 告示付表第三号（二）通所型サービス事業所の指定等に係る記載事項 添付書類・チェックリスト
	(20) 指定更新申請に係る書類等省略に関する申告書（更新申請のとき）
	(21) 事業費算定に係る体制等に関する届出書（該当するときのみ）
	(22) 事業費算定に係る体制等状況一覧表（該当するときのみ）

(備考)

- 1 申請者が法人のときは(2)-1を提出することとし、申請者が市町村又は指定管理者のときは(2)-2を提出することとする。
- 2 (2)-1、(2)-2、(5)から(12)まで、(17)及び(18)について、更新申請のときは、提出を省略することができる。ただし、(18)について、所在地の変更届出を行っていないときや平成20年7月以降に増改築を行った事業所については提出すること。
- 3 (4)について、はつらつデイサービスの指定等の申請をするときは、提出不要とする。
- 4 (7)について、はつらつデイサービスの指定等の申請をする場合で、通所介護及び総合事業通所介護と一体的に行わない場合は、はつらつデイサービスを提供するために必要な場所の求積表を提出すること。
- 5 (8)について、指定等にあたり井原市が現地を訪問できない場合提出することとする。
- 6 (21)及び(22)について、更新申請において、事業費算定に係る体制等に変更がないときは、提出不要とする。

なお、提出については、老健局長が定める様式により届出を行うこととし、届出方法については、第9条に準ずる。

- 7 総合事業通所介護及びはつらつデイサービスを同時に指定申請する場合は、はつらつデイサービスの申請に添える書類において、(2)-1、(2)-2、(5)、(6)、(12)、(14)及び(18)について、提出を省略することができる。なお、通所介護、総合事業通所介護及びはつらつデイサービスを一体的に行う場合は、はつらつデイサービスの申請に添える書類において、(7)及び(8)についても、提出を省略することができる。

第 号
年 月 日

様

井原市長 印

井原市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者指定（更新）通知書

年 月 日付けで申請のあった事業者の指定（更新）については、次のとおり指定（更新）したので、井原市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱第3条第2項の規定により通知します。

記

- 1 申請者名
- 2 代表者の職名及び氏名
- 3 事業所の名称及び所在地
- 4 指定年月日
- 5 介護保険事業所番号
- 6 事業・施設の種類

第 号
年 月 日

様

井原市長 印

井原市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者指定（更新）申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった事業者の指定（更新）については、申請を却下し、次のとおり指定（更新）をしないことに決定したので、井原市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱第3条第2項の規定により通知します。

記

- 1 申請者名
- 2 代表者の職名及び氏名
- 3 事業所の名称及び所在地
- 4 事業・施設の種類
- 5 理由

（教示）

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、井原市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、井原市を被告として（訴訟において井原市を代表する者は、井原市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 号
年 月 日

様

井原市長

印

井原市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者指定取消（効力停止）通知書

年 月 日付け 第 号で通知した事業者の指定について、井原市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱第7条の規定により、次のとおり取消し（効力の停止）をしましたので通知します。

記

1 事業者名

2 事業所の所在地

3 介護保険事業所番号

4 事業・施設の種類

5 取消し（効力の停止）の理由

6 指定取消し（効力の停止）年月日 年 月 日
（効力停止の期間 年 月 日 ～ 年 月 日）

（教示）

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、井原市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、井原市を被告として（訴訟において井原市を代表する者は、井原市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決

があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。